

高砂市空き家活用支援事業 – 補助金のご利用を考えている方に –

補助金のご利用にあたっては、数々の要件があり、一つでも要件を満たさない場合は補助金が交付されません。トラブルを未然に防ぐため、建築住宅課ではご相談を受けた際には、この用紙をお渡しするか、ホームページで確認していただくようご案内しております。

以下の事項のすべてが「YES」になるかを必ずセルフチェックしていただきますようお願いいたします。

なお、このセルフチェックは予めご確認いただきたい主な要件を示したものです。このすべてに該当すれば必ず補助金が交付されるというものではありませんのでご注意ください。

CHECK!! 対象とする「空き家」は下記の要件を満たしていますか？

Q1 次のすべてを満たす1棟の「空き家」ですか？		
① 一つ以上の居室がある	☐ YES	☐ NO
② 専用の台所がある	☐ YES	☐ NO
③ 専用のトイレがある	☐ YES	☐ NO
④ 専用の玄関がある	☐ YES	☐ NO
⑤ 住宅以外の用途(事務所、店舗など)の部分がない ※1	☐ YES	☐ NO
⑥ 6箇月以上、居住その他の使用がされていない	☐ YES	☐ NO
⑦ 築20年以上である	☐ YES	☐ NO
⑧ 水廻り(台所、浴室、トイレ)の設備が10年以上更新されていない	☐ YES	☐ NO
Q2 高砂市空き家バンクに登録している空き家である	☐ YES	☐ NO
Q3 市街化区域内の空き家である	☐ YES	☐ NO
Q4 一定の耐震性がある空き家ですか？		
次のいずれかに該当すること		
① 昭和56年6月1日以降に建築されている	☐ YES	☐ NO
② 簡易耐震診断などの結果、定める耐震性能が確保されていた		
③ 空き家改修とともに、定める耐震性能を確保する計画である ※2		
Q5 違反建築物ではない	☐ YES	☐ NO
Q6 過去にこの補助金を利用したことがない	☐ YES	☐ NO
Q7 期限に間に合う工期が設定できる ※3	☐ YES	☐ NO



※1 住宅以外の用途があっても、住宅の部分の面積が過半を占める場合はこの限りではありません。

※2 空き家改修と同時に耐震改修する際には、高砂市耐震化促進事業補助金と併用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※3 改修工事完了後、実績報告書は申請年度の2月末日までに提出する必要があります。

ご注意

- ・ 上記は、予めチェックしていただきたい主な補助要件を示したもので、これ以外の要件(市税完納や住民登録)があります。
- ・ 補助金の交付決定を受けるまでは、工事の契約をしないでください。
- ・ 最終的には補助金交付申請の申請書類で審査します。申請書類において確認できない事項がある場合、補助金が交付されない場合もありますのでご注意ください。